

## 豊田市物品供給契約約款

(総則)

第1条 乙は、頭書の物品を頭書の契約金額をもって、所定の供給場所及び供給期限に納入しなければならない。

(当然履行義務)

第2条 乙は、この契約について契約書及び仕様書に明示されていない事項でも履行上当然に必要な事項については、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(守秘義務)

第4条 乙は、この契約履行に際し、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約終了後又は解除後においても同様とする。

(特許権等の使用)

第5条 乙は、この契約履行に際し、特許権、意匠登録権等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(危険負担)

第6条 物品の引渡し前に甲、乙双方の責めに帰することのできない理由により発生した物品の亡失、き損等の損害はすべて乙の負担とする。

(検査及び引渡し)

第7条 甲は、乙から物品の納入があったときは、10日以内に検査し、合格と認めたものに限り引渡しを受けるものとする。

2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗、き損したものは、すべて乙の負担とする。

3 乙は、第1項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 第1項の検査は、物品の総量の一部を検査することにより、全部の成績の適否を判定する方法によることができる。

(補正・取替え及び値引き採用)

第8条 乙は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、甲の指定する日までにその物品の補正又は取替えをしなければならない。

2 甲は、検査の結果、物品に微小の不備があった場合において、使用上支障がないと認めるときは、甲の認定する額を値引きさせ、これを採用することができる。

(部分払)

第9条 乙は、供給物品の完済前において、豊田市契約規則第62条の規定により、対価の一部の支払を受けようとするときは、既納部分に相当する代金相当額の金額にて、部分払を請求することができる。

2 部分払金の額は、第7条第1項に規定する引渡しにおいて、確認された部分に相当する代金相当額の金額とする。

(代金支払)

第10条 乙は、第7条第1項の規定による引渡し完了後、適法な支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の支払請求書を受理した日から30日以内に代金を乙に支払わなければならない。

3 甲は、前項の規定による支払を遅延したときは、遅延日数に応じ未払金額に対し年3.1パーセントの割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

(物価変動等による契約金額の変更)

第11条 特別な要因により主要な材料の価格に著しい変動を生じ、又は予定数量と納入数量が著しく異なることにより契約金額が不相当となったと認められるときは、甲又は乙は、契約金額の変更を請求することができる。

(履行期限の延長)

第12条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により、契約の供給期限までに物品を納入することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(履行遅延の場合の違約金)

第13条 乙が正当な理由がないのに債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、遅延部分相当額に対し、年3.1パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払わなければならない。

2 第8条第1項の規定により、甲が補正又は取替えのために指定した期間は前項の遅延日数として計算しないものとする。

(かし担保責任)

第14条 乙は、納入物品の引渡し後1年間、故障又は隠れたかしがあるときは、無償で手直しし、補強し、又は取り替えなければならない。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて甲はその責めを負わないものとする。

(1) 乙の責めに帰する理由により供給期限までに契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。

(2) 乙が契約の重要な事項に違反したとき。

(3) 乙が契約履行について不正な行為をしたとき。

(4) 検査員等が行う監督又は検査に際してその職務執行を妨げたとき。

2 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、既に引渡しを受けた部分がある場合には、契約金額から当該部分を差し引いた金額の10分の1に相当する額を違約金とする。

3 甲は、前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 甲は、契約を解除するときは、契約解除通知書によりその旨を乙に通知しなければならない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて甲はその責めを負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして、独占禁止法第65条又は第67条の規定による審決(独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(4) 乙が、公正取引委員会が乙に独占的状态があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(6) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、同項第1号から第4号までの規定のうち、排除措置命令、課徴金の納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

3 第15条第4項の規定は、第1項の規定による契約の解除について準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 第15条第4項の規定は、第1項の規定による契約の解除について準用する。

(損害賠償金)

第18条 乙は、第15条第2項の規定による違約金又は第16条第2項の規定による賠償金を支払う場合は、当該違約金又は賠償金とこれを超える甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 甲がこの契約の各条項に著しく反したとき。
  - (2) 前号に定めるもののほか、甲の責めに帰すべき理由により、契約の履行が不能となったとき。
- 2 前項の場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲にその賠償を求めることができる。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第20条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。）を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 甲は、乙が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の被害届の提出を怠ったと認められる場合は、豊田市の調達契約からの排除措置を講ずることができる。

(単価契約)

第21条 供給すべき物品の数量が、予定数量として契約されている場合において、第1条中「契約金額」とあるのは、「契約金額に納入数量を乗じて得た額」と、第15条第2項及び第16条第2項中「契約金額」とあるのは、「契約金額に予定数量を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(契約外の事項)

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、豊田市契約規則の定めるところによるほか、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。